

法定受託事務の主な内容

事務の内容		根拠条文
1	被保険者(第2・3号被保険者を除く)の資格取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【法12①④・105、令1の2、則27】
2	任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ)及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【法附則5、改正法附則(平6)11①⑥、(平16)23①⑥、令1の2】
3	保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【法88の2・90・90の2・90の3・105①、則73の7、改正法附則(平26)14①②(平26)19②③、令1の2】
4	付加保険料納付・辞退の申出または納付該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【法87の2①③、令1の2】
5	受給権者からの第一号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に関する申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること	【法16・19①・34、令1の2】
6	第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書等を受理し、届出に係る事実を審査すること	【法105、令1の2】

【法】国民年金法【令】国民年金法施行令【則】国民年金法施行規則
 ※こちらは抜粋版です。詳しくは事務処理基準をご確認ください。